

平成31年生駒市農業委員会第3回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 平成31年3月12日(火)午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 8番 中田 建彦
農業委員会委員
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉
7番 北村 由子 9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代
農地利用最適化推進委員
上武 猛 中谷 明
北本 光美 高貝 要明
川端 俊雄 山田 義美
中井 啓二
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 林 宏次
主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊
傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
4. 下限面積(別段の面積)の検討について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 公共転用について

5. 農地の一時使用について
6. 特定農地貸付けの廃止について
7. 農地の転用事実に関する照会について
8. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 平成31年度生駒市農業委員会予定表（変更）
- 農業委員の地位利用による選挙運動の禁止
- 意向調査リスト（担当地区）

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 北村 委員、9番 中本 委員、10番 中谷佳津代 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

申請地の位置について

国道163号高山大橋の北東約150mのところに位置する高山町地内の農地2筆。

申請理由について

譲渡人は本農地を取得後、果樹を栽培し営農を続けてきたが、住所地が離れていることもあり営農継続が難しいことから、売買により譲受人が本農地を取得することになった次第。地目は「田」であるが果樹が植えてある現状のまま管理していくとのこと。

現地調査について

今月7日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており問題等はなかった。

要件について

農地取得の下限面積要件については、営農していく農地が20アール以上あり満たしている。

以上のことから本申請は、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明通りで、本農地は果樹園として維持されている。また近くに別の農地も管理されているので問題はないと考えられる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」と議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」は、同じ農地における同じ農家住宅を目的とした申請であるため、続けて説明を事務局に依頼。
- 主幹 〔議案読み上げ〕
- 議案第2号及び議案第3号の申請地の位置について
- I S U T Aはばたきの西約150mのところに位置する上町地内の農地。
- 申請理由について
- 本農地に隣接する住宅において家族6人で生活してきたが、部屋数が少なく、また使用貸人は高齢でもあることから、本農地においてバリアフリーの農家住宅を建築し、使用貸人夫妻と使用貸人の孫である使用借人の3人で居住することになった次第。
- 次に立地基準による判断については、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている区域内であることから、第3種農地に該当する。
- 申請にあたって汚水は公共下水道、雨水は既存の水路に放流することになっている。隣接農地の所有者及び地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。
- 現地調査について
- 今月7日に、会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。
- 以上のことから、これらの申請は奈良県知事に進達することが相当と考えられる。審議をお願いしたい。
- 議長 地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。
なお本申請については、奈良県知事が許可権利者であるため、奈良県知事へ進達を依

頼する。

議案第4号「下限面積（別段の面積）の検討について」事務局からの説明を依頼。

○主幹 「下限面積（別段の面積）の検討について」提示する。

平成21年1月23日付け農林水産省からの通知により、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっている。

平成23年4月1日から農地の権利取得における下限面積を50アールから20アールに緩和したことにより、新規就農者が増えてきており、徐々にその効果が出てきているため、平成31年度については現行の適用区域及び別段の面積20アールの変更は行わない方向で考えたい。審議をお願いしたい。

○局長 [補足説明]

下限面積要件の緩和（空き家バンクを利用して中古住宅を取得した場合、生駒市において下限面積要件は20アール以上だが、この例外を認めてはどうか。）について第2回委員会（2月12日）、会長・副会長の会議（2月28日）において協議した。その結果、下限面積1㎡の妥当性、要件緩和が農業振興につながるか見えない等検討課題が多いことから、本定例会で議案に上げることを見送ることとなった。

なお、より良い方向を目指し今後も検討は続けていく。以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認。

[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第4号「下限面積（別段の面積）の検討について」の承認を宣言。

これにより、平成31年度における下限面積は、現行の20アールのままとする。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「公共転用について」

報告第5号「農地の一時使用について」

報告第6号「特定農地貸付けの廃止について」

報告第7号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第8号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹 [議案読み上げ]

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～5については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定や移転のない農地転用。

No.1～2の申請地の位置について

近鉄東生駒駅の北東約300mのところに位置する辻町の農地2筆。

報告事項

周辺住民の利便性を図るため、公衆用道路を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について提出されたもので権利の設定、移転の伴う農地転用。

No.1～2の申請地の位置について

近鉄白庭台駅の北西約500mのところに位置する上町地内の農地2筆。

報告事項

保育園の園庭として利用することを目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「公共転用について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、転用者が国の場合、農地法第5条第1項第1号に規定により農地法の転用手続が不要であるが、この状態では農業委員会として転用行為を把握することができないため、農地転用の届出を出してもらったもの。

一般国道163号清滝生駒道路改修工事に伴い道路用地として使用するため、国が農地を買収したことの報告である。

報告第5号「農地の一時使用について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、災害復旧工事に伴い農地の一時使用の届出があったことの報告。

藤尾町7号線他災害復旧工事に伴い農地の一時使用をするもので、期間も短く、農地転用には該当しない。

報告第6号「特定農地貸付けの廃止について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき特定農地貸付けを行なっていた農地について、所有者との間の土地使用貸借契約の期限が到来したことから、特定農地貸付けの廃止届の提出があったことの報告。

報告第7号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1～4については、数十年前から現状が山林等になり農地性がなくなった土地。また、No.5については、農地転用手続きを行い地目変更手続きをしたものの、手続き上の不備があったため農業委員会に照会が来たもの。地元農地利用最適化推進委員の現地確認をしたところ農地性が残っていたため現況地目を「田」として回答をしたもの。なお転用手続きは終わっているため、現況と地目を農地以外にすることは問題はないと考えられる。

報告第8号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○主幹 〔議案読み上げ〕

概要説明

これらの報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可後、進捗状況及び転用による工事が完了したことの報告があったものの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第4号について、市街化区域か調整区域か。

○主幹 調整区域である。国が転用する場合、市街化区域、調整区域いずれであっても手続きが不要なため、農業委員会として転用を把握することができないので今回、任意で届出をしてもらった。

○局長 市街化区域も混ざっている。

○委員 報告第6号について、特定農地貸付けの期間の目安と解約する場合、どれぐらい前に報告しなければならないのか、最後にこの特定農地貸付けは生産緑地も可能なのか。

○局長 基本的に5年の契約で、解約等は6ヶ月前に申し出てもらおう。

○主幹 生産緑地も特定農地貸付けできる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」の「意向調査の結果について」の説明を事務局に依頼。

- 係員 12月に送付した意向調査について、結果を地区ごとに集計し傾向をまとめた。回答が得られなかったところは空欄になっている。本リストを参考に未回答のところに訪問、声掛け等により回答を促して頂くようお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 委員 この集計結果は、前年等の過去の結果も反映されたものか。今年だけのものか。
- 係員 今回だけの結果である。
- 委員 「農地バンクへの登録を希望」と「自分で耕作する」の両方に回答しているのは、農地バンクが決まるまで自分で耕作する、と理解してよいか。
- 係員 そのように理解してかまわない。
- 委員 回答の「その他」とは具体的に何か。
- 係員 「貸出予定がある。」「売却予定がある。」などといった内容であった。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。
- 係員 「Q&Aこんなときどうする？五訂 農業委員会の運営実務」について説明
来月7日、21日に生駒市内で選挙の予定がある。農業委員の地位を利用した選挙に関する運動は制限されているため、ご留意いただきたい。
- 主幹 「平成31年度生駒市農業委員会予定表（変更）」について説明。
前回、配布した予定表に変更が生じたことを説明。
- 主幹 「集落座談会」について報告。
南地区が2月16日（土）、北地区が3月4日（月）に座談会を開催。中地区は3月18日（月）11時30分～JA生駒支店で開催予定。今年度は各地区という大きな単位で開催した。来年度は農家区ごと、あるいは2つの農家区あわせてといった形で開催したい。また年度末に総会や会議等が各地区で行われ、農業委員という立場で出席されることもあると思うが、農業委員会の活動や集落座談会の開催について話をしていただきたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。
- 主幹 次回の日程について
定例会 4月10日（水）午後3時 コミュニティセンター201・202会議室
現地調査 4月4日（木）
前日4月3日（水）に同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
午後3時5分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成31年生駒市農業委員会第3回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 7番 北村 由子

議席番号 9番 中本 眞人

議席番号 10番 中谷 佳津代
